岡山県ナシフグ取扱い要綱

(目的)

- 第1条 瀬戸内海の岡山県及び香川県地先海域のナシフグは,筋肉の無毒が確認されており、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生局長通知。第11条第3項第1号において「通知」という。)及び「岡山県ふぐ処理等規制条例」(平成27年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)により食用のふぐとして認められている。この海域以外のナシフグが食用として供されることのないよう、ナシフグの適正な流通及び処理等について必要な事項を定めるものである。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 岡山市要綱 「岡山市ナシフグ取扱い要綱」(平成28年3月16日岡保管第2229 号保健福祉局長通知)をいう。
 - (2) 倉敷市要綱 「倉敷市ナシフグ取扱い要綱」(平成13年3月30日告示第210号) をいう。
 - (3) 証紙 ナシフグの産地を保証するための岡山県ナシフグ産地確認証紙をいい, 貼付用の甲及び添付用の乙の2枚組とする。
 - (4) 販売 食品衛生法 (昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号) 第 5 条の規定による販売をいう。
 - (5) 処理 ナシフグの皮、精巣、卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の毒性の ある部分を除去することをいう。
 - (6) ラウンド ナシフグの丸体をいう。
 - (7) 所管保健所長 ナシフグを取り扱う住所地を所管する保健所長をいう。
 - (8) 県漁連 岡山県漁業協同組合連合会をいう。
 - (9) 漁業者 ナシフグを漁獲して販売する者をいう。
 - (10) 漁協 県内の漁業協同組合をいう。
 - (11) 漁協等 漁協又は県漁連が指定した者であって,第5条第1項の規定により所管保健所長に届け出たものをいう。
 - (12) 研修修了者 別に定めるナシフグ研修を修了した者をいう。
 - (13) ナシフグ処理営業者 業としてナシフグの処理を行う者であって,第8条第1項の規定により所管保健所長に届け出たものをいう。
 - (14) ナシフグ処理認定者 業としてナシフグの処理に従事する者であって,第11条 第1項の規定により認定されたものをいう。
 - (15) ナシフグ取扱者 漁業者,漁協等及びナシフグ処理営業者のいずれでもなく, かつ,ラウンドを取り扱う者であって,第7条第1項の規定により所管保健所長 に届け出たものをいう。

(漁獲海域)

第3条 ナシフグの漁獲海域は、愛媛県仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県との境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、岡山県及び香川県の漁業者が操業することができる海面(別紙)とする。

(県漁連の責務)

- 第4条 県漁連は、前条に規定する海域と異なる海域で漁獲されるナシフグの混入を 防止するため、証紙を漁協等に交付し、ナシフグの産地を適正に保証しなければな らない。
- 2 県漁連は、ナシフグの適正な販売が行われるよう、証紙を管理しなければならない。
- 3 県漁連は、ナシフグの取扱いについて漁業者、漁協等、ナシフグ処理営業者、ナシフグ取扱者等を指導するため、別に定めるナシフグ指導員養成会を修了したナシフグ指導員を置かなければならない。

(漁協等)

第5条 ラウンドを漁業者から集荷し販売しようとする漁協又は県漁連が指定した者は、あらかじめ研修修了者を置くとともに所管保健所長に届出書(様式第1号)を 提出しなければならない。

なお、届出書には、ラウンドを入手する県内及び香川県内の漁業者の氏名、住所 等の一覧を必ず添付しなければならない。

- 2 所管保健所長は、前項の届出の内容が適正と認められる場合には、届出者に対し、届出済証(様式第2号)を交付する。
- 3 漁協等は、前項の届出済証を適切な場所に掲示しなければならない。
- 4 漁協等は,第1項で届け出た漁業者以外からラウンドを集荷して販売してはならない。
- 5 漁協等は、ラウンドの出荷箱ごとに証紙(甲)を貼付し証紙(乙)を添付して、 ナシフグ処理営業者、ナシフグ取扱者又は他の漁協等に販売しなければならない。
- 6 漁協等は、販売又は廃棄したラウンドの出荷箱ごとに、証紙の管理番号、証紙を 貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名、漁獲年月日、入手先及び入手数量、販売 先及び販売数量又は廃棄先及び廃棄数量を確認できるよう、年度ごとの帳簿を整理 し、2年以上保管しなければならない。
- 7 漁協等は、漁業者が販売するナシフグの集荷及び販売を廃止した場合又は第1項 の届出について変更した場合には、所管保健所長に届出書(様式第3号)を提出し なければならない。

なお、廃止の場合には、未使用の証紙及び前項の帳簿を県漁連に提出しなければ ならない。

8 所管保健所長は、前項の届出書による変更が第2項の届出済証の記載事項に及ぶ場合には、その届出済証を書き換えて交付する。

- 9 漁協等は、届出済証を亡失し、毀損し又は汚損したときは、速やかに所管保健所長に ナシフグ販売届出済証再交付申請書(様式第4号)により再交付を申請しなければなら ない。
- 10 漁協等は、ナシフグの集荷及び販売を廃止したとき又は前項の規定により届出済 証の再交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、ナシフグ販売届出済証 返納届出書(様式第5号)により、速やかにこれを所管保健所長に返納しなければな らない。

(証紙)

- 第6条 漁協等は、証紙を必要とする場合には、県漁連に交付を申請しなければならない。
- 2 県漁連は、前項の申請の内容が適正と認められる場合には、証紙を交付するとと もに、管理番号、交付先等について年度ごとの帳簿を整理し、2年以上保管しなけ ればならない。
- 3 証紙への記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 岡山県ナシフグ産地確認証紙であること。
 - (2) 処理する前に凍結してはならないこと。
 - (3) 管理番号
 - (4) 漁獲海域の名称
 - (5) 貼付及び添付する漁協等の名称又は氏名
 - (6) 漁獲年月日
 - (7) 販売数量
- 4 前項第1号から第5号までについては、県漁連が交付する際に記入し、前項第6号及び第7号については、漁協等が貼付及び添付する際に記入しなければならない。

(ナシフグ取扱者)

- 第7条 漁業者,漁協等及びナシフグ処理営業者のいずれでもなく,かつ,ラウンドを販売しようとする者は,あらかじめ研修修了者を置くとともに所管保健所長に届出書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 所管保健所長は、前項の届出の内容が適正と認められる場合には、届出者に対し、届出済証(様式第2号)を交付する。
- 3 ナシフグ取扱者は、前項の届出済証を適切な場所に掲示しなければならない。
- 4 ナシフグ取扱者は、漁協等、ナシフグ処理営業者及び他のナシフグ取扱者以外に ラウンドを販売してはならない。
- 5 ナシフグ取扱者は、第5条第6項に規定する帳簿を整理し、2年以上保管しなければならない。
- 6 ナシフグ取扱者は、ナシフグの販売を廃止した場合又は第1項の届出について変 更した場合には、所管保健所長に届出書(様式第3号)を提出しなければならな

11

なお、廃止の場合には、前項の帳簿を県漁連に提出しなければならない。

- 7 所管保健所長は、前項の届出書による変更が第2項の届出済証の記載事項に及ぶ 場合には、その届出済証を書き換えて交付する。
- 8 ナシフグ取扱者は、届出済証を亡失し、毀損し又は汚損したときは、速やかに所管 保健所長にナシフグ販売届出済証再交付申請書(様式第4号)により再交付を申請しな ければならない。
- 9 ナシフグ取扱者は、ナシフグの販売を廃止したとき又は前項の規定により届出済 証の再交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、ナシフグ販売届出済証 返納届出書(様式第5号)により、速やかにこれを所管保健所長に返納しなければな らない。

(ナシフグ処理営業者)

- 第8条 業としてナシフグの処理をしようとする者は、当該営業を行う営業所ごとに、あらかじめ届出書(様式第1号)を所管保健所長に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当しなければ、届出はできない。
 - (1) 届出者は、条例第9条第1項に基づき所管保健所長の登録を受けた者であること。
 - (2) 届け出る営業所は、条例第9条第1項に基づき所管保健所長の登録を受けた施設であること。
 - (3) 届け出る営業所には、ナシフグ処理認定者が置かれていること。
- 2 所管保健所長は、前項の届出の内容が適正と認められる場合には、届出者に対し、届出済証(様式第2号)を交付する。
- 3 ナシフグ処理営業者は、前項の届出済証を適切な場所に掲示しなければならない。
- 4 ナシフグ処理営業者は、営業所においてナシフグ処理認定者が処理した以外のナシフグを販売してはならない。ただし、ナシフグ処理認定者以外の者にナシフグ処理認定者の立会いの下にその指示を受けて業としてナシフグの処理に従事させる場合は、この限りでない。
- 5 ナシフグ処理営業者は、処理及び廃棄したナシフグについて、ナシフグ処理認定 者が年度ごとに作成する報告書を、毎年4月30日までに県漁連に提出しなければな らない。
- 6 ナシフグ処理営業者は、処理を行う営業所ごとに、ナシフグの筋肉について毒性 検査を実施するとともに、所管保健所長に結果を報告しなければならない。
- 7 ナシフグ処理営業者は、ラウンドについては、漁協等、ナシフグ取扱者及び他の ナシフグ処理営業者以外に販売してはならない。
- 8 ナシフグ処理営業者は、出荷箱ごとに販売及び廃棄したラウンドについて、第5 条第6項に規定する帳簿を作成し、2年以上保管しなければならない。

(ナシフグ処理営業者の届出等)

第9条 ナシフグ処理営業者は、営業を廃止した場合又は前条第1項の届出について変更があった場合には、所管保健所長に届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

なお、廃止の場合には、前条第5項の報告書並びに前条第8項の帳簿を県漁連に 提出しなければならない。

- 2 所管保健所長は、変更が前条第2項の届出済証の記載事項に及ぶ場合には、その 届出済証を書き換えて交付する。
- 3 ナシフグ処理営業者は、営業を休止した場合には、届出書(様式第6号)を所管 保健所長に提出しなければならない。
- 4 ナシフグ処理営業者は、休止した営業を再開しようとする場合には、届出書(様式第6号)を所管保健所長に提出しなければならない。
- 5 ナシフグ処理営業者は、届出済証を亡失し、毀損し又は汚損したときは、速やかに 所管保健所長にナシフグ販売届出済証再交付申請書(様式第4号)により再交付を申請 しなければならない。
- 6 ナシフグ処理営業者は、営業を廃止したとき又は前項の規定により届出済証の再 交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、ナシフグ販売届出済証返納届 出書(様式第5号)により、速やかにこれを所管保健所長に返納しなければならな い。

(ラウンドの取扱い)

- 第10条 漁業者,漁協等,ナシフグ取扱者及びナシフグ処理営業者は,次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) ラウンドは、漁業者が漁協等に販売する場合を除き、証紙が貼付及び添付されている出荷箱単位で販売すること。
 - (2) 販売に供するラウンドを凍結しないこと。
 - (3) 岡山市内又は倉敷市内にラウンドを販売する場合には、岡山市要綱又は倉敷市 要綱に基づくこと。
 - (4) 漁業者が「香川県ナシフグ取扱い要綱」(平成10年9月25日10生衛B第232 号香川県生活環境部長通知)及び「高松市ナシフグ取扱い要綱」(平成17年2月 8日高保生第1472号高松市保健所長通知)に基づき香川県内に販売する場合を除 き、県外にラウンドを販売しないこと。

(ナシフグ処理認定者)

- 第11条 販売に供するナシフグを処理しようとする者は、別に定めるナシフグ処理講習を受講した後、保健福祉部長からナシフグ処理認定者として認定されなければならない。ただし、ナシフグ処理認定者の立会いの下にその指示を受けて業としてナシフグの処理に従事する場合は、この限りでない。
- 2 ナシフグ処理認定者は、条例第2条第3号に規定するふぐ処理師又は条例附則第

- 2項に規定する認定証を交付された者(以下「ふぐ処理師等」という。) でなければならない。
- 3 ナシフグ処理認定者は、処理に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 通知, 条例及びこの要綱に従って処理すること。
 - (2) 出荷箱に証紙が貼付及び添付されたラウンドを処理すること。
 - (3) 漁獲日から3日以内に処理すること。
 - (4) 皮の除去に当たっては、皮下組織(薄皮)を残さないこと。
 - (5) 処理が完了するまでは、凍結しないこと。
- 4 保健福祉部長は、ナシフグ処理認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第1項の認定を取り消すものとする。
 - (1) 条例第8条第1項から第3項までの規定によりふぐ処理師の免許又は認定を取り消された場合
 - (2) 前項の規定に違反した場合
 - (3) 岡山市要綱第11条第3項又は倉敷市要綱第11条第4項に違反した場合
- 5 岡山市要綱第2条第13号及び倉敷市要綱第2条第12号に規定するナシフグ処理 認定者は、この要綱のナシフグ処理認定者とみなす。

(表示)

- 第12条 処理済みのナシフグを包装して販売する者は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に従い表示するほか、証紙に記載されている管理番号、証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名並びに漁獲年月日についても表示しなければならない。
- 2 前項の証紙記載事項の表示方法については、別に定める。 (監督及び指導)
- 第13条 知事は、必要に応じ、県漁連、漁協等、ナシフグ処理営業者又はナシフグ取 扱者の証紙、帳簿、報告書等を確認することができる。
- 2 知事は、この要綱に違反した者に対し直ちに証紙の使用を停止させるよう、県漁 連を指導することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年9月30日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

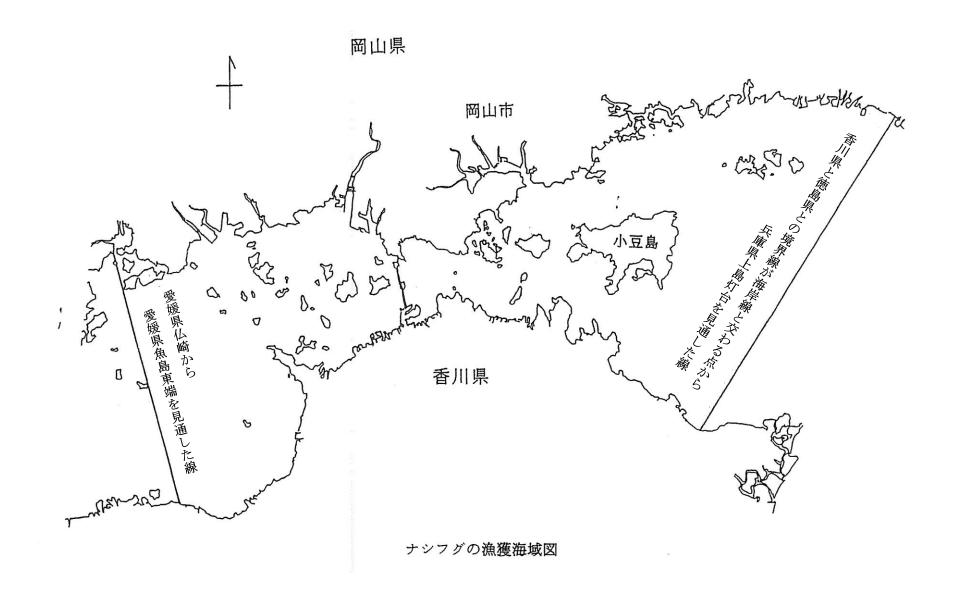
(経過措置)

2 条例の施行の日の前日において業として食用のふぐの処理に従事した期間が2年 以上ある改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例(昭和49年岡山県条例第42号)第7条 のふぐ調理者名簿に登録されている者であって,平成28年4月1日から平成31年3 月31日までにナシフグ処理講習を受講した者が平成31年3月31日までに条例に基づくふぐ処理師等になった場合は、引き続きこの要綱に基づくナシフグ処理認定者として、業としてナシフグの処理に従事することができる。

- 3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において,この要綱による 改正前の岡山県ナシフグ取扱い要綱(以下「旧要綱」という。)第2条第14項に規 定する認定者が平成31年3月31日までに条例に基づくふぐ処理師等になった場合 は,引き続きこの要綱に基づくナシフグ処理認定者とみなして,業としてナシフグの 処理に従事することができる。
- 4 施行日の前日において、旧要綱第2条第13項に規定するナシフグ営業者で平成31年3月31日までに条例に基づくふぐ処理業者として県の名簿に登録された者は、引き続きこの要綱に基づくナシフグ処理営業者とみなして、業としてナシフグの処理を行うことができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



保健所長 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては,名称及び代表者の氏名)

ナシフグ販売届出書

漁業者からナシフグを集荷し, 販売したいので,

第5条

ナシフグのラウンドを販売したいので、 岡山県ナシフグ取扱い要綱 第7条 ナシフグの処理の営業を行いたいので、 第8条

第1項の規定により、次のとおり届け出ます。(いずれかに○をつけてください。)

- 1 ナシフグを取り扱う場所の所在地
- 2 名称, 屋号又は商号
- 3 ナシフグの処理の営業の場合は、ふぐ処理業者登録証の番号

第

号

4 ナシフグ研修修了者又はナシフグ処理認定者

氏	名	修了又は	認定番号	修了又は認定年月日			
		第	号	年	月	目	
		第	号	年	月	日	
		第	号	年	月	日	

備考:添付書類

- 1 漁業協同組合又は岡山県漁業協同組合連合会の指定する者にあっては、ナシフグを販売する漁業者の住所、氏名及び所属する漁業協同組合の名称の一覧
- 2 岡山県漁業協同組合連合会に指定された者にあっては、指定を証する書類の 写し
- 3 ナシフグ研修修了者又はナシフグ処理認定者を証する書類の写し

第号

ナシフグ販売届出済証

ナシフグを取り扱う場所の所在地

氏 名(法人にあっては名称)

名称,屋号又は商号

第5条

岡山県ナシフグ取扱い要綱 第7条 第1項の規定によるナシフグの

第8条

集荷及び販売

販売について届け出た者()であることを証します。

処理の営業

年 月 日

保健所長

印

ナシフグ研修修了者又はナシフグ処理認定者

氏	名	修了又は認定番号		修了了	又 は 認	定年	月日
		第	号		年	月	田
		第	号		年	月	日
		第	号		年	月	目

備考:()には、漁協等、ナシフグ取扱者又はナシフグ処理営業者を記入 してください。

保健所長 殿

住所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃 止

ナシフグ販売

届出書

届出事項変更

漁業者からのナシフグの集荷及び販売廃止ナシフグのラウンドの販売についてしましたので、ナシフグの処理の営業届出事項を変更

第5条第7項

岡山県ナシフグ取扱い要綱 第7条第6項 の規定により、次のとおり届け出ます。 第9条第1項

(いずれかに○をつけてください。)

- 1 ナシフグを取り扱った又は取り扱う場所の所在地
- 2 名称,屋号又は商号
- 3 変更内容(廃止の場合は、記入する必要はありません。) 変更前

変更後

- 備考: 1 廃止の場合又は届出済証の記載内容に変更がある場合は,届出済証を添付して ください。
 - 2 ナシフグ研修修了者又はナシフグ処理認定者を変更する場合には、ナシフグ研修修了者又はナシフグ処理認定者を証する書類の写しを添付してください。

保健所長 殿

住所(法人にあっては,主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

ナシフグ販売届出済証再交付申請書

第5条第9項

岡山県ナシフグ取扱い要綱 第7条第8項 の規定により、ナシフグ販売届出済証の 第9条第5項

再交付を申請します。(いずれかに○をつけてください。)

- 1 ナシフグを取り扱う場所の所在地
- 2 名称, 屋号又は商号
- 3 再交付の理由
 - 紛失
 - ・毀損又は汚損
- 備考:1 再交付の理由については、いずれかに○をつけてください。
 - 2 毀損又は汚損の場合には、ナシフグ販売届出済証を添付してください。

保健所長 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては,名称及び代表者の氏名)

ナシフグ販売届出済証返納届出書

第5条第10項

岡山県ナシフグ取扱い要綱 第7条第9項 の規定により、ナシフグ販売届出済証を

第9条第6項

返納したいので届け出ます。

1 ナシフグを取り扱った又は取り扱う場所の所在地

2 名称, 屋号又は商号

備考: ナシフグ販売届出済証を添付してください。

保健所長 殿

住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては,名称及び代表者の氏名)

休止

ナシフグ処理営業 届出書

再開

休止した ナシフグの処理の営業を ので、岡山県ナシフグ取扱い要綱第9条の

規定により,次のとおり届け出ます。

(いずれかに○をつけてください。)

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称,屋号又は商号
- 3 休止又は再開の年月日

年 月 日

4 休止の場合は、その期間

年 月 日から 年 月 日まで